

「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」 及び「同施行規則」の制定について

資料3

条例の概要（令和7年1月1日施行）

- 近年、県内において、金属又はプラスチックを屋外で保管等するヤードが多く立地するようになり、騒音や振動、崩落及び火災の発生など、生活環境の保全に支障をきたす状況が発生
- これらのヤードは、扱う金属、プラ等有価物（特定再生資源）であり、廃棄物処理法をはじめ**直接規制する法令が不存在**
- このような状況を踏まえ、ヤードを特定再生資源屋外保管業として**必要な規制を行うために、議員提案**により令和6年7月に公布

条例で定める規制の概要

住民への周知

- ・許可に際し、周辺地域の住民に対し、**規則で定める**説明会等の措置を講ずること

保管等の基準

- ・周囲に囲いが設けられていること
- ・囲いに荷重がかかる場合は、構造耐力上安全であること
- ・汚水又は油が流出、浸透しないようにすること（床面の舗装、排水溝、油水分離槽の設置等）
- ・崩落又は飛散及び火災の発生又は延焼を防止するため、**規則で定める**保管物の高さを超えないようにすること
- ・火災の発生又は延焼を防止するため**規則で定める**措置を講ずること
- ・悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること
- ・騒音又は振動によって生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること
- ・ねずみ、害虫等が発生しないように必要な措置を講ずること

条例による規則への主な委任事項

<規制に関するもの>

委任事項	規則の概要
住民への周知	特定再生資源屋外保管業の内容の周知（特定区域）の住民への周知方法を規定 ①説明会の開催 ②書面の配布 ③掲示及びインターネット上で閲覧
保管物の区分	保管する金属、プラスチック類の区分を定め、区分ごとに保管する ①金属スクラップ ②プラスチック類 ③雑品スクラップ
保管の高さ	崩落又は飛散及び火災の発生又は延焼を防止するため、積み上げられる保管物の高さを規定
保管の方法	火災の発生又は延焼を防止するため、1つの保管場所の面積、保管場所同士の間隔、保管物の区分に従い保管すること等を規定
標識の掲示	標識の大きさ、記載事項を規定 記載事項：許可年月日、事業者の氏名、連絡先、保管の高さ、現場責任者等
台帳の作成	台帳の記載事項を規定 記載事項：特定再生資源の取引日、相手方、種類、数量等
許可の取消し	許可が取り消された場合の廃止の基準を規定 ①廃棄物が保管されていないこと ②生活環境保全上の支障がないこと

<許認可に関するもの・その他>

新規許可 変更許可 みなし届出	申請に必要な書類や事項を規定 書類：事業計画の概要、事業場図面、登記の、住民票の写し等 事項：保管の方法、作業の内容、役員の詳細、現場責任者の連絡先等
軽微変更届	軽微な変更（届出）の対象となる事項を規定 対象事項：面積や高さが増大しないもの等
市町村条例との関係	本条例の適用を除外する市町村の区域と条例の規定を定めるもの

「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」 及び「同施行規則」の制定について（主な規制の概要） 資料3

住民への周知の範囲（特定区域）

○ 火災による飛火の影響を受ける範囲を考慮

風速10m/s以下の場合で最も飛火の危険がある区域は、火元より50mから200mの範囲

【参考：東京消防庁『飛火火災警戒実施要領』】

<風速10m/sを判断基準とする理由>

消防法第22条により火災警報発令条件として風速10m/sが規定されている。

⇒先行自治体（県内自治体含む）が設定している300m以内とする。

【参考】先行自治体の状況

⇒ 許可制としている全ての自治体において300m以内の
住民に対する説明会等の実施を求めている。

〔300m以内としている自治体〕

千葉市、袖ヶ浦市、千葉県、常陸大宮市、茨城県、さいたま市、越谷市

保管物の区分

保管場所に保管する特定再生資源（製品等として使用した後に再資源化のために取引される金属及びプラスチック）の性状により、

①金属スクラップ、②プラスチック類、③雑品スクラップの3つの区分を規定、区分に合わせて保管の高さや火災の発生等に対する措置を講ずることを規定

①金属スクラップ

保管をする保管物が金属のみであるもの

例：鉄骨、H鋼、銅、アルミ



②プラスチック類

保管をする保管物がプラスチックのみであるもの

例：ペットボトル、アクリル板



③雑品スクラップ

①と②以外のもの

例：業務用室外機、ケーブル、未選別のスクラップ



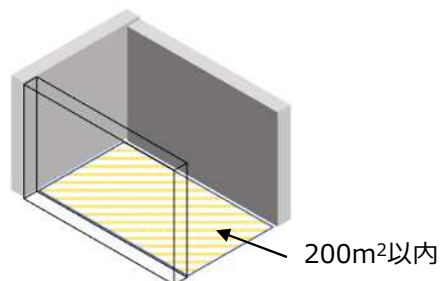
「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」 及び「同施行規則」の制定について（主な規制の概要） 資料3

保管の方法及び保管の高さ

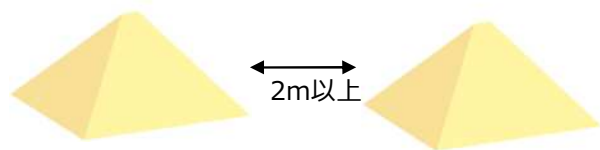
※廃棄物処理法の有害使用済機器の規制内容を参考に規定

保管の方法

- ・保管物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管
- ・雑品スクラップの保管物に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれのあるものが含まれる場合は、可能な範囲で適正に回収・処理すること



- ・保管場所の単位面積は**200m²以内**



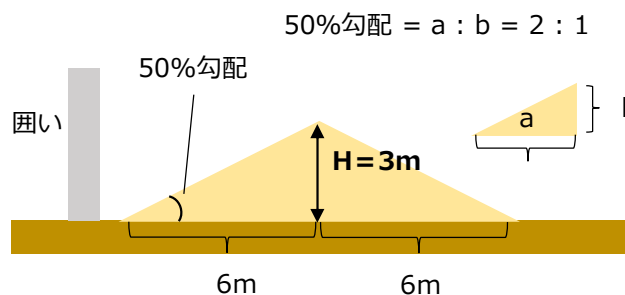
- ・隣接する保管場所の距離は**2m以上**
(仕切りが設けられている場合を除く)

保管の高さ

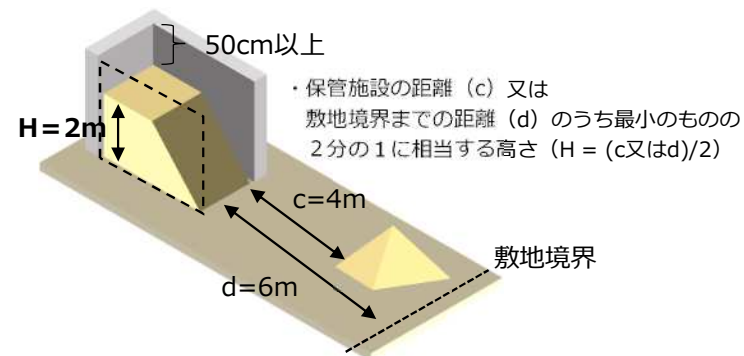
- ・保管場所の周囲に囲いがあり、直接負荷部分がある場合は、勾配を作らずに保管可能
- ・**雑品スクラップ**は、高さを**最大5m**までに制限
- ・容器を用いて保管する場合は、勾配を作らずに保管可能

①保管の場所の囲いに直接負荷部分がない場合

- ・50%勾配の高さ

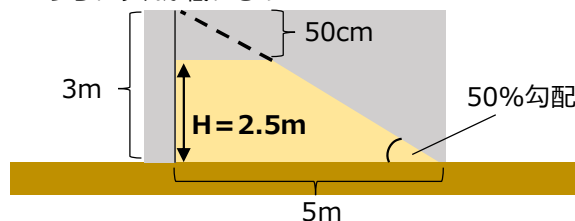


③保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合



②保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合

- ・(囲いの高さ - 50cm) 又は (50%勾配の高さ) のうちいずれか低いもの



④囲いに直接負荷がかからず容器で保管する場合

